

成年後見制度等の権利擁護支援の充実について



令和 7 年 3 月

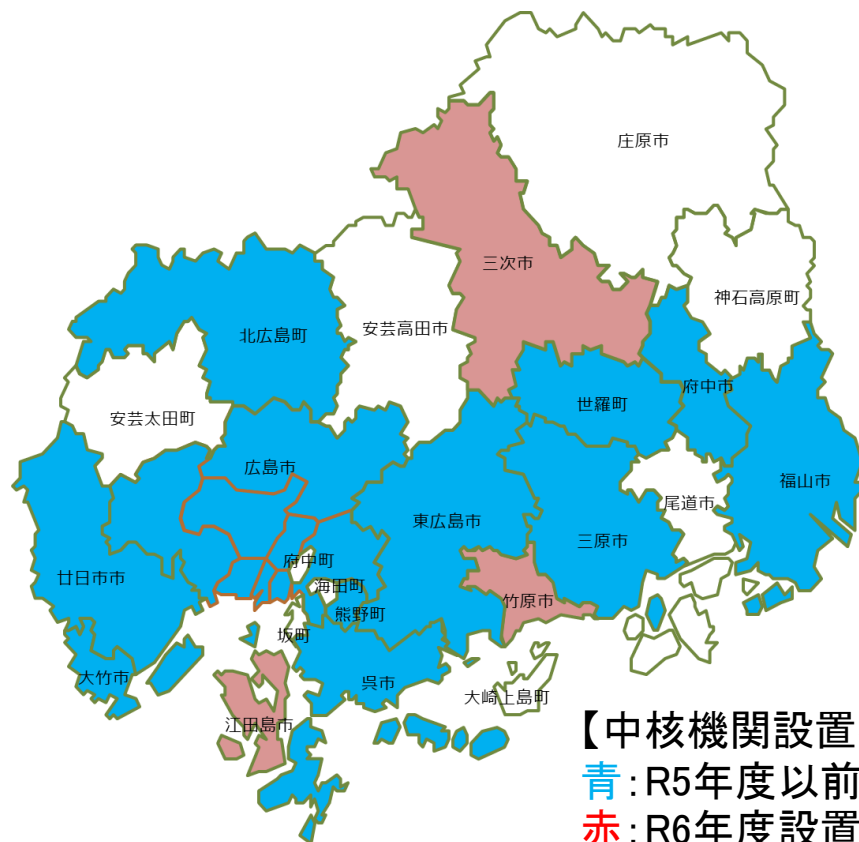


広島県健康福祉局地域共生社会推進課

広島県内の中核機関設置状況について(R7.3時点)

中核機関の設置状況については、次のとおり。

項目	内容
県内市町数	23
中核機関設置市町数	14
中核機関未設置市町数	9
うち、R7年度中核機関設置予定市町数	3



◆【中核機関とは】

地域連携ネットワーク(※)のコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)

※地域連携ネットワークとは

権利擁護支援の地域連携ネットワークのこと。

本人を中心とした「権利擁護支援チーム」、地域の「協議会」及び「中核となる機関(中核機関)」の3つのしくみからなる

【出典】

上記点線の囲み中の記載は、厚労省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>)を基に広島県作成

【中核機関設置状況】

青: R5年度以前に設置

赤: R6年度設置

R6全体スケジュール(具体的な広島県の取組み)

事業名	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
① 権利擁護支援アドバイザー	相談受付、各市町への訪問協議			
	体制整備・困難事例等への専門家派遣			
② 中核機関体制整備・機能強化研修	● (第1回:5/16)	● (第2回:7/11)	● (第3回:8/28)	● (第4回:10/7)
③ 意思決定支援研修			● (第1回:10/28)	● (第2回:12/13(広島)12/17(尾道))
④ 成年後見制度推進団体連絡会議				● (2/25)
⑤ 成年後見制度等推進検討会議				
(市民後見人養成検討)		● (第1回:7/4)	● (第2回:9/11)	● (第3回:11/14)
			● (第4回:1/23)	
⑥ 権利擁護支援ガイドライン作成 ワーキング			● (第1回:10/18)	● (第2回:12/25)
				● (第3回:2/10)
生活支援員・法人後見支援員養成研修 (県社協)	各団体のスケジュールで随時実施(県補助あり)			
市民後見人の養成 (市町)				

① 権利擁護支援アドバイザー事業の支援状況について

目的

成年後見制度の利用促進や個別ケースへの対応等について、専門的知識を有するアドバイザーから具体的な手法や対応策について助言等を受けることで、市町の地域連携ネットワーク構築を含めた中核機関の設置や権利擁護支援の体制強化を図る。

対象

市町行政、市町社協(福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業)

相談区分別件数		相談区分	件数	割合
※R7年3月21日時点の見込み件数		支援に関すること（困難ケース等）	12	26.7%
		リーガルチェックに関すること	11	24.4%
		会議・研修に関すること	5	11.1%
		中核機関立ち上げに関すること	5	11.1%
		中核機関の運営に関すること	5	11.1%
		手続きに関すること	5	11.1%
		申立てに関すること	2	4.4%
		計	45	100.0%

◆令和6年度相談件数 計画達成数

計画値（件）	実績（件）	計画達成率(%)
40	45	112.5%

※R7年3月21日時点の見込み件数

内容		※R7年3月21日時点の見込み件数	
内容	A. オンライン相談会	B. 訪問相談	C.メール相談
1. 相談内容	○個別ケースに関すること (賃貸契約、雇用契約、成年後見制度等) ○中核機関立ちあげ・機能強化に関すること ○後見実務に関すること 等	○市町が実施する研修会等に関すること ○中核機関立ちあげに関すること ○中核機関設置後の機能強化に関すること ○かけはし事業等の運営に関すること 等	○契約書変更や実施要綱等のリーガルチェック ○後見事務の手続きに関すること ○個別ケースに関すること 等
2. 相談件数	20件(9市町、県社協)	10件(7市町)	15件(5市町、県社協)
3. アドバイザー	弁護士、社会福祉士	弁護士、社会福祉士、司法書士、社会保険労務士	弁護士

今年度の成果と課題	
【成果】 ・複合的な課題を抱えたケースや福祉サービス利用援助事業から成年後見への移行ケースについて、アドバイザーからの助言により解決の糸口や進め方などの整理につながった。 ・中核機関の協議を進めている市町に対して、課題整理や解決を行う個別訪問や理解を深める研修会などにより、中核機関の設置につなげることができた。 ・中核機関を設置済みで運営が進まない市町に対して、運営をすすめる関係者で自市町がめざす方向性や具体的な進め方を助言し、その運営につなげることができた。	【課題】 ・中核機関が未設置で協議が進んでいない市町からの利用がないため、利用がない要因を確認し、利用してもらえるよう継続的な働きかけが必要。 ・相談した後の経過確認を行い、助言したアドバイザーへの状況報告や状況に応じて再相談を働きかけるなどの取り組みが必要。 ・本事業による取り組みを見える化して、市町及び市町社協に広報することで、より多くの利用につなげる必要がある。

4

② 中核機関体制整備・機能強化研修について

目的	中核機関が担う4つの機能ごとの取り組みを学び、地域連携ネットワークの構築をすすめることで、市町における権利擁護支援体制づくりとその強化につなげる。
対象	市町行政、市町社協（福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業）
講師・コーディネーター	県立広島大学 保健福祉学部保健福祉学科 人間福祉学コース 講師 手島 洋

内容

回	開催日	参加者数	内容	実践報告・説明者
1	令和6年 5月16日	81人(23市町) 【内訳】 行政46人 社協33人 家裁2人	【テーマ】「中核機関窓口整備（広報・相談機能）」 ○行政説明 ○講義「中核機関とは～広報・相談の機能に求められるもの～」 ○実践報告「中核機関の役割と機能（広報・相談）について」 ○協議・共有	○実践報告者 三原市・三原市社協
2	令和6年 7月11日	77人(22市町) 【内訳】 行政42人 社協31人 家裁4人	【テーマ】「司法専門職との連携・支援方針の決定」 ○講義「司法専門職との連携～何のために連携するのか～」 ○実践報告 ○協議・共有 ○情報提供「法テラスの制度とその利用方法について」	○実践報告者 福山市社協・司法書士 ○情報提供者 法テラス
3	令和6年 8月28日	71人(22市町) 【内訳】 行政41人 社協29人 家裁1人	【テーマ】「首長申立てに向けた調整、受任調整」 ○講義「首長申立ての調整と後見人受任調整」 ○実践報告「廿日市市における首長申立てに向けた調整、受任調整について」 ○協議・共有 ○説明「適切な後見人の選任のために」	○実践報告者 廿日市市、廿日市市社協 ○説明者 広島家庭裁判所
4	令和6年 10月31日	67人(22市町) 【内訳】 行政36人 社協28人 家裁3人	【テーマ】「継続的な支援方法、協議会の設置」 ○講義「協議会の役割と後見人への支援」 ○実践報告「成年後見に関する呉市の取り組み」 ○協議・共有 ○まとめ	○実践報告者 呉市

③ 意思決定支援研修について

目 的

意思決定支援の基本的な考え方を学び、本人を中心としたチームによる支援の必要性を理解し実践に活かす。

対 象

行政、社協、包括、相談支援事業所、後見人等

内容／講師

【1日目】講義・演習「意思決定支援の基本」【2日目】講義・演習「チームによる意思決定支援」
【講 師】一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす 代表理事 川端 伸子

●開催期日・参加者数

	開催日／会場等	参加者数(人)					
		行政	社協	成年後見人等	包括・相談支援事業所等	その他	合計
1 日め	令和6年10月28日／オンライン	15	36	10	77	25	163
2 日め	令和6年12月13日／広島会場	7	16	9	26	11	69
	令和6年12月17日／尾道会場	0	12	1	17	7	37

④ 成年後見制度推進団体連絡会議について

■ 目的

県内の成年後見制度に関わる機関で権利擁護支援の構築を推進するための方策について協議を行う。

■ 対象 行政、社協、家裁、各専門職団体等

■ 内容

- R 6 ガイドライン案の概要報告、首長申立てに関する研修（広島県）
- R 5 事例発表（松江市）
- R 4 講義「地域における総合的な権利擁護体制構築に向けて」
- R 1, R 2, R 3 新型コロナウイルス感染症の流行により、中止
- H 3 0 講義「いわき市権利擁護・成年後見設置までの取組について」
- H 2 9 事例発表（呉市、福山市）

⑤ 成年後見制度等推進検討会議について

1 目的

地域共生社会の実現に向け、判断能力が低下しても住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な制度である、成年後見制度等の権利擁護支援の推進に向けて、県域での取組の確認、支援方針等を検討するため、関係者等で構成する協議体を設置する。【R5年度設置】

2 概要

既存の「広島県成年後見制度等推進検討会議」を活用し、会議体の運営を行う。

任期：就任の日から令和9年3月31日まで（※以後、3年ごとに更新）

3 協議事項

- 現状の課題の整理
- 県の取組の進捗状況の確認
- 参画団体の取組状況等の情報交換
- （県による）市民後見人養成の検討

成年後見制度等推進検討会議

権利擁護支援
ガイドラインWG

- ・推進検討会議参画団体に加え、相談支援機関等もワーキングに加える。
- ・推進検討会議委員と各ワーキング委員は同じ人に限らない。

4 スケジュール

年4回（7/4、9/11、11/14、1/23）

5 委員構成

区分	団体
学識者	県立広島大学
専門職団体	広島弁護士会 広島司法書士会 広島県社会福祉士会 広島県行政書士会 広島県社会保険労務士会 中国税理士会 広島県精神保健福祉士協会 公証人会
市町行政	広島市 呉市
市町社協	三原市社会福祉協議会 福山市社会福祉協議会【新規】
広島県社協	広島県社会福祉協議会
広島県	広島県 地域共生社会推進課
家庭裁判所	広島家庭裁判所（オブザーバー）

⑥ 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキングについて

1 目的

制度利用の必要な方を早期に利用につなげるため、首長申立てに必要な事項や手順等を具体的に示すガイドラインを作成(①)
相談支援機関等より制度の利用判断や対象者への説明に苦慮するといった実態があるため、関係機関向けのガイドラインも作成(②)
作成後、説明を兼ねた研修会実施

2 委員構成

- ①首長申立ガイドライン(対象:市町行政職員、市町社協職員)
②関係者向けガイドライン(対象:相談支援機関、金融機関等)
両ガイドラインとも、合計9名(委員8名+オブザーバー1名)で検討を行う

団体属性	委員名(団体名)	全参加	①参加	②参加	備考
		7名	2名	2名	
行政	広島市	○			
	呉市		○		
社協	三原市	○			
	福山市		○		
学識経験者	県立広島大学	○			
司法専門家	広島弁護士会	○			
	広島司法書士会	○			
福祉専門職	広島県社会福祉士会	○			
	広島県社会福祉法人経営者協議会			○	
	広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会			○	
家庭裁判所	広島家庭裁判所	○			オブザーバー

3 スケジュール

日時	内容	備考
8月	委員推薦依頼	
10月18日	第1回WG	ガイドライン項目(目次等)検討
12月25日	第2回WG	ガイドライン素案検討
2月10日	第3回WG	ガイドライン案検討⇒決定
2月25日	推進団体連絡会議	ガイドライン案の説明

⑥ 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキングについて

① 首長申立ガイドライン(目次)

◇最初に(本ガイドラインの目的・対象・使い方)

◇第1章 成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度とは
- 2 成年後見制度に関連する諸制度
(※注:かけはし、成年後見制度利用支援事業)
- 3 中核機関について
- 4 意思決定支援について

◇第2章 首長申立ての実務

- 1 首長申立ての手続き
(※注:フローチャート、相談の多い内容 等を含む)
- 2 首長申立て後の対応について
- 3 首長申立てをしない場合の対応

◇第3章 参考資料

- 1 県内問い合わせ先一覧
- 2 首長申立てQ&A・事例
- 3 関連様式等
- 4 ガイドラインの作成経過
- 5 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ(首長申立て)
【委員等名簿】
- 6 参考資料等

◆対象

- ✓ 首長申立の手続きを実際に行う行政職員
- ✓ 相談を受理し、首長申立に繋ぐことの多い支援機関等職員(市町社協、中核機関の職員など)

② 関係者向けガイドライン(目次)

◇最初に(本ガイドラインの目的・対象・使い方)

◇第1章 成年後見制度等の概要

- 1 成年後見制度とは
- 2 法定後見制度と任意後見制度
- 3 成年後見制度の利用手続き(概要)
- 4 成年後見制度の利用に当たっての注意点

◇第2章 成年後見制度の利用手順

- 1 法定後見制度の利用手続き
- 2 任意後見制度の利用手続き

◇第3章 関連制度等について

- 1 福祉サービス利用援助事業(通称「かけはし」)
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 意思決定支援について
- 4 その他の制度等について

◇第4章 参考資料

- 1 県内問い合わせ先一覧
- 2 Q&A
- 3 事例
- 4 関連様式等
- 5 ガイドラインの作成経過
- 6 権利擁護支援ガイドライン作成ワーキンググループ(関係者向け)
【委員等名簿】
- 7 参考資料等

◆対象

- ✓ 相談支援機関、医療機関、金融機関等の職員